

平成29年7月7日  
道路局 高速道路課**高速道路と民間施設を直結する民間施設直結スマートインターチェンジ  
制度を具体化し、募集を開始**

国土交通省は、民間企業の発意と負担により整備する民間施設直結スマートインターチェンジ制度を具体化し、募集を開始します。

国土交通省では、未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)を踏まえ、高速道路と近傍に位置する大規模な物流拠点や工業団地、商業施設等の民間施設を直結するインターチェンジを民間企業の発意と負担により整備する制度について、具体的なルールを定め、募集を開始します。

## ○ポイント

- ①民間企業の発意と負担による整備(ハーフIC・1/4ICも可)
- ②民間施設名をインターチェンジ名称とすることが可能
- ③民間企業は市町村を通じて手続きを実施

今後、以下の〈お問い合わせ先〉において、随時、相談を受け付けます。

別添①: 民間施設直結スマートインターチェンジ制度実施要綱

別添②: (参考資料) 民間施設直結スマートインターチェンジについて

## 〈お問い合わせ先〉

国土交通省 道路局 高速道路課 企画専門官 柴田

[代表] TEL 03-5253-8111 (内線 38362)

[直通] TEL 03-5253-8500、FAX 03-5253-1619

国土交通省 道路局 高速道路課 有料道路利用促進係長 <sup>かねきよ</sup>金清

[代表] TEL 03-5253-8111 (内線 38353)

[直通] TEL 03-5253-8500、FAX 03-5253-1619